

緊急時施設利用合意書とは

平成23年度の東日本大震災を教訓に、各自治体が地域防災計画を見直し、「地域住民の自主的な減災力」「発災後に数日間を共助でしのぐ力」の必要性が重視されました。中でも、「いざという時に機能する自主防災会づくり」は最重要課題とされ、蕪崎市では地域減災リーダーの育成や地域減初動規定の整備をすすめています。

地域住民は、災害への警報が出された場合や発災直後（以下、「緊急時」という）、地域初動規定に従い指定避難場所に向かうこととなりますが、その指定避難所が学校施設である場合、「緊急時施設利用合意書」に従い、適切に利用することが求められます。

つまり、施設側（学校側）には「禁止区域」（使っては困る施設や設備）や「禁止事項」（行っては困ること）があり、また、利用する住民側（以下、「利用者側」という）には避難所運営マニュアルに定められた「応急的優先機能」や「優先機能」の開設が必要となるため、事前に、緊急時の施設利用に関し、施設側・利用者側の双方で合意する必要があります。

施設内の禁止区域

地域防災計画に従い、指定避難所施設は緊急時、避難者に提供されます。

しかしながら、「**禁止区域**」とあって、施設側が事前に使えない・使っては困る施設・設備があり、利用者は、それを遵守します。

ただし、発災後に施設管理者が認めた場合は、一部を利用できます。

一般に、学校施設の「**禁止区域**」は以下です。

校長室、職員室、放送室、図書室、特別教室(音楽室、理科室、技術室、美術室、パソコンルーム等)、部活動室、倉庫、備品・機材室など

施設利用の禁止事項

地域防災計画に従い、指定避難所施設は緊急時、避難者に提供されます。

そこには、「**禁止事項**」とあって、施設の保全、業務や授業の早期再開への配慮が求められます。

一般に、学校施設の「**禁止事項**」は、

- 屋内での火気利用
- 許可のない施設・設備・備品の使用
- 施設への傷つけや接着
- 不衛生な利用
- 屋内での喫煙
- 公用車両の使用・移動
- 「緊急時施設利用合意書」にない事項 など

施設利用者への配慮

地域防災計画に従い、指定避難所施設は緊急時、避難者に提供されます。

施設側は事前に、「**禁止区域**」や「**禁止事項**」を(合意書などに)設定しますが、過剰な規制で利用者側の機能不全やストレス拡大にならない配慮が必要です。